

議員提出議案第1号 交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について1

1-1. 改正目的

令和7年第4回議会定例会にて、交野市事務分掌条例等が一部改正され、本年4月1日の機構改革において、健やか部の名称が「こども家庭部」に、健康増進分野が健やか部から福祉部に移管され、福祉部の名称が「健康福祉部」に変更となった。また、水道事業と下水道事業との組織統合に伴い、水道局の名称が「上下水道部」に変更となった。

これらに伴い、本条例第2条第2項に規定する常任委員会の所管を改正する。

1-2. 改正内容

都市環境福祉常任委員会の所管：「健やか部」を「こども家庭部」へ、「福祉部」を「健康福祉部」へ、「水道局」を「上下水道部」に改め、「上下水道統合準備室」を削除する。

1-3. 参考URL

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部改正（議案参考資料）：

https://katano.gsl-service.net/doc/2025112100026/file_contents/R07-4gian86s.pdf

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（議案参考資料）：

https://katano.gsl-service.net/doc/2025112100026/file_contents/R07-4gian91s.pdf

1-4. 施行期日

令和8年4月1日

議員提出議案第 1 号 交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について 2

2-1. 改正目的

より市民に開かれた議会を目指すべく、状況に応じて委員長が傍聴人の録音を許可できるようにする。

2-2. 改正内容

傍聴規則の準用箇所を整理するとともに、傍聴人は、委員長の許可を得た場合に限り、録音できる規定を設ける。

2-3. 補足

録音は、本会議に準じ、日本新聞協会または日本ケーブルテレビ連盟に加盟している団体であれば、他の傍聴人の迷惑とならないよう注意した上で、原則として許可するものとする。

許可した旨を委員及び理事者に報告する。なお、その他疑義が生じた場合は、当該委員会で協議する。（申し合わせ事項にて明記）

2-4. 施行期日

公布の日

新	旧
<p>員会室」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p> <p><u>4 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、録音について、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。</u></p>	<p>員会室」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p>